

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「法」という。)第5条第4項の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を新築し、又は増築しようとする場合における自転車等駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (3) 小売店舗 小売業(飲食店業を除き、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗をいう。
- (4) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項の銀行、長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条の長期信用銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)に規定する信用金庫、労働金庫法(昭和28年法律第227号)に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する信用協同組合、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号又は第3号の事業を行う農業協同組合、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第11条第1項第3号又は第4号の事業を行う漁業協同組合、農林中央金庫法(平成13年法律第93号)に規定する農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)に規定する株式会社商工組合中央金庫、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項の郵便局、保険業法(平成7年法律第105号)第2条第2項の保険会社及び金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に規定する金融商品取引業者が業務を行うための施設をいう。
- (5) 遊技場 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に規定する営業を行う施設をいう。

(平24条例76・平28条例63・一部改正)

(法第5条第4項の区域)

第3条 法第5条第4項の条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、本市域における都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域の全域とする。

(施設を新築する場合の自転車等駐車場の設置)

第4条 指定区域内において、別表第1アの欄に掲げる用途に供する施設(同欄に掲げる2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。))を除く。)で同表イの欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表ウの欄に定める基準により算定した台数を収容することができる自転車等駐車場を当該施設若しくは当該施設の敷地内又は当該敷地に到達するために移動する距離がおおむね100メートル以内である場所(以下これらを「自転車等駐車場設置場所」という。)に設置しなければならない。

(混合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

第5条 指定区域内において、混合用途施設を新築しようとする者は、用途ごとに別表第1ウの欄に定める基準により算定した台数の合計が20台以上であるときに限り、その合計した台数を収容することができる自転車等駐車場を自転車等駐車場設置場所に設置しなければならない。

(大規模施設に係る自転車等駐車場の規模)

第6条 店舗面積等(別表第1備考第1項の店舗面積又は同表備考第2項の施設面積をいう。以下同じ。)が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合における第4条の規定の適用については、同条中「同表ウの欄に定める基準により算定した」とあるのは、「別表第2アの欄に掲げる区分に応じて同表イの欄に定める基準により算定した台数を合計した」とする。

2 混合用途施設で各用途の店舗面積等を合計した面積が5,000平方メートルを超えるものを新築する場合における前条の規定の適用については、同条中「用途ごとに別表第1ウの欄に定める基準により算定した台数の合計が20台以上であるときに限り、その合計した」とあるのは、「店舗面積等(別表第1備考第1項の店舗面積又は同表備考第2項の施設面積をいう。)のうち、別表第2アの欄に掲げる店舗面積等の区分のそれぞれについて、各用途の店舗面積等を合計した面積に対する各用途の店舗面積等が占める割合で当該各用途の施設が存するものとみなして、同欄に掲げる区分に応じて同表イの欄に定める基準により算定した台数を合計した」とする。

(施設を増築する場合の自転車等駐車場の規模)

第7条 指定区域内において、次の各号のいずれかに掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第11条の規定に該当するものを含む。))を除く。)を全て新築したものとみなして、前3条の規定により算定した台数から、現にこの条例により設置されている台数を控除した台数を収容することができる自転車等駐車場を自転車等駐車場設置場所に設置しなければならない。

- (1) **別表第1**アの欄に掲げる用途に供する施設についての**同表**イの欄に掲げる規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築
- (2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設を全て新築したとみなして用途ごとに**別表第1**ウの欄に定める基準により算定した台数の合計が20台以上である場合に係るもの
(平24条例76・一部改正)

(敷地が指定区域の内外にわたる場合の措置)

第8条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分は、これを存しないものとみなして、**第4条**から**前条**までの規定を適用する。

(自転車等駐車場の構造等)

第9条 **第4条**から**第7条**までの規定により設置すべき自転車等駐車場は、駐車の用に供する部分の規模を駐車台数1台につき幅0.6メートル以上奥行1.9メートル以上とし、かつ、通路の確保その他の利用者の安全を確保するための措置を講じたものでなければならない。

2 立体式の自転車等駐車場その他の特殊な装置を用いる自転車等駐車場で市長が認めるものを設置する場合については、**前項**の規模によらないことができる。

(自転車等駐車場の設置の届出)

第10条 **第4条**から**第7条**までの規定により自転車等駐車場を設置しなければならない者は、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 施設の用途及び店舗面積等

(3) 自転車等駐車場の位置及び台数

(4) 自転車等駐車場の構造及び設備

(5) **前各号**に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 **前項**の規定による届出に際しては、自転車等駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

(適用除外)

第11条 この条例の施行後新たに指定区域となった区域内において、指定区域となった日の翌日から起算して6月以内に施設の**新築**又は**増築**の工事に着手した者については、**第4条**から**第7条**までの規定は、適用しない。

(自転車等駐車場の管理)

第12条 **第4条**から**第7条**までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該施設若しくは当該自転車等駐車場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 **前項**の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 **第1項**の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第14条 市長は、**第4条**から**第7条**まで、**第9条**又は**第12条**の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(公表)

第15条 市長は、**次の各号**のいずれかに該当する者について、**当該各号**に規定する事実及びその者に係る**第10条第1項第1号**に掲げる事項を公表することができる。

(1) **第10条**の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) **第13条第1項**に規定する報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は**同項**の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(3) 正当な理由なく**前条**の規定による命令に従わなかった者

2 市長は、**前項**の規定による公表をしようとするときは、その者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行し、同日以後に施設の**新築**又は**増築**の工事に着手した者について適用する。

附 則(平成24年9月19日条例第76号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成28年6月10日条例第63号)

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

別表第1(第4条—第7条関係)

	ア	イ	ウ
	施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模の基準
1	百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	店舗面積20平方メートルごとに1台
2	銀行その他の金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートルごとに1台
3	遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
4	事務所又は官公署	施設面積が2,000平方メートルを超えるもの	施設面積100平方メートルごとに1台

備考

- この表において「店舗面積」とは、次に掲げる施設の用途の区分に応じ、それぞれ次に定める床面積をいう。
 - 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗 売場、売場間の通路、ショーウインドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場その他市長がこれらに類すると認める部分の床面積
 - 銀行その他の金融機関 営業室、ロビー、応接室、ショーウインドーその他市長がこれらに類すると認める部分の床面積
 - 遊技場 遊技室、景品交換所その他市長がこれらに類すると認める部分の床面積
- この表において「施設面積」とは、施設の床面積のうち専ら利用者の利用に供する部分以外の部分の床面積をいう。
- ウの欄に定める基準により算定した台数に1台に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。
- [第7条](#)に規定する[第4条](#)から[第6条](#)までの規定による算定をする場合は、イの欄は、適用しない。

別表第2(第6条、第7条関係)

	ア	イ
	店舗面積等の区分	自転車等駐車場の規模の基準
1	5,000平方メートルまでの部分	別表第1 アの欄に掲げる用途ごとに 同表 ウの欄に定める基準により算定した台数
2	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の部分	別表第1 アの欄に掲げる用途ごとに 同表 ウの欄に定める基準により算定した台数に2分の1を乗じて得た台数
3	10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の部分	別表第1 アの欄に掲げる用途ごとに 同表 ウの欄に定める基準により算定した台数に4分の1を乗じて得た台数

備考

- 店舗面積等の規模が20,000平方メートルを超える部分は、台数の算定の対象としない。
- イの欄に定める基準により算定した台数に1台に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。